令和５年度髙藤直寿選手下野市後援会入会申込書

私は、後援会の趣旨に賛同し会則（裏面）を承認の上、下記のとおり入会します。

【お申込日（お振込み日）　令和５年　　月　　日】

|  |  |
| --- | --- |
| 会員区分会費内訳 | **※いずれかの□に✔を記入し、申込口数と合計額を記入してください。****□個人 １口 １，０００円 × 　　　　口　＝　　　　　　　　　円****□団体 １口 ５，０００円 × 　　　　口　＝　　　　　　　　　円** |
| お申込者（氏名・住所等） | （ふりがな） |
| （年齢：　　　　歳）※20歳未満の方は保護者の署名が必要です。[署名欄：　　　　　　　　　　　　] |
| 〒　　　　－（電話番号　　　　　　－　　　　　　　－　　　　　　　） |

**※会員資格は、入会の日から令和６年３月３１日までの期間となります。**

**【お申込み方法】**

ご入会いただける方は、①又は②のいずれかの方法によりお申し込みください。

1. **市施設**窓口でのお申込み

本入会申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて、次のいずれかの窓口でお申込みください。

○スポーツ振興課（下野市役所３階）　　○下野市スポーツ交流館

○国分寺Ｂ＆Ｇ海洋センター　　　　　　○南河内体育センター

1. 銀行振込によるお申込み

（下記の振込先口座情報を参考にお振込みください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 銀行名 | 足利銀行 | 支店名 | 石橋支店 |
| 口座種別 | 普通 | 口座番号 | 5021769 |
| 口座名義(ﾌﾘｶﾞﾅ) | ﾀｶﾄｳﾅｵﾋｻｾﾝｼｭｼﾓﾂｹｼｺｳｴﾝｶｲ |
| 口座名義 | 髙藤直寿選手下野市後援会 |

・振込金額につきまして、会員区分による1口分の金額を参考に、お申込いただける口数分の金額をお振込みください。

（例．　個人会員1口申込→1,000円振込／団体会員1口申込→5,000円振込）

・本入会申込書は、FAX、メールまたは郵送にてご提出ください。

・本入会申込書受理後、入金を確認させていただきます。

・なお、銀行振込で領収書の発行をご希望される方は別途ご連絡をお願いいたします。

**※** 銀行振込手数料は、申込者様のご負担となります。あらかじめご了承ください。

**【お問い合せ先】**

髙藤直寿選手下野市後援会事務局

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務処理欄 | 受付・納入日 | 受付者氏名 | 受付場所 |
|  |  | 市役所・国分寺石橋・南河内 |

　　〒３２９－０４９２　栃木県下野市笹原２６（下野市スポーツ振興課内）

ＴＥＬ0285-32-8920　　　FAX0285-32-8611

※こちらは受付者が記入します。↓

メールアドレスsports@city.shimotsuke.lg.jp

髙藤直寿選手下野市後援会会則（抜粋）

　（名　称）

第１条　本会は、髙藤直寿選手下野市後援会（以下「本会」という。）と称する。

　（目　的）

第２条　本会は、本市出身の柔道日本代表選手　髙藤直寿君（以下「髙藤選手」という。）への支援と柔道の理解・振興を目的とする。

　（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、広く会員を募り、これら会員の拠出する会費等を髙藤選手の後援のための活動費に充てるものとし、次の事業を行う。

(１)　髙藤選手が柔道日本代表として大会に出場し、活躍できるよう応援する。

(２)　後援会報を発行する。

　(３) その他、目的達成のための事業を実施する。

　（期　間）

第４条　本会の期間は、髙藤選手が日本代表選手として、現役で活躍する期間とする。

　（会　員）

第５条　会員は、本会の目的に賛同し会費を納入した個人又は団体とする。

２　会員になろうとする個人及び団体は、入会申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、会費を納入する。

３　既に納入した会費は、返還しない。

　（会　費）

第６条　**本会の会費は、年会費として、**個人にあっては１口１，０００円とし、団体にあっては１口５，０００円とし、それぞれ１口以上とする。

　（会員資格）

第７条　**会員資格は、入会の日から当該年度末までとする。**

　（組　織）

第８条　本会に、次の役員を置く。

会　長　　　　　１名

副会長　　　　　１名

理　事　　　　２０名以内

監　事　　　　　２名

２　会長、副会長及び理事の選任は、別表の団体の代表者等の中から決定する。

３　監事は、会員の中から会長が指名した者を充てる。

　　（会議の権能）

第１１条　本会の会議は、理事会とする。

２　理事会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(１)　事業計画及び予算の決定又は変更

(２)　決算の承認

(３)　本会則の制定又は変更

(４)　その他本会の運営に関する事項

　　（予算及び決算）

第１７条　本会の予算は、理事会の議決により定め、決算は会計年度終了後２ヶ月以内に、監事の監査を受け、理事会の承認を得て、後援会報において会員に報告する。

（情報の開示）

第１８条　会員は会長に対し、書面にて理事会の議事録及び会計帳簿等の閲覧請求を行うことができる。

（意見の申立て）

第１９条　会員は会長に対し、本会の運営に関し、書面にて意見を申し立てることができる。

２　会長は、前項の意見の申立てを受け付けた場合は、必要に応じて理事会を開催し、当該申立てに係る事項につき審議し、その結果を当該申立人に通知する。